

公立大学法人宮城大学少額備品等管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人宮城大学における少額備品等の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 少額備品とは、公立大学法人宮城大学固定資産管理規程（平成21年4月1日規程第77号）第3条第1項に規定する固定資産に該当しない物品で、取得時の価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のものをいう。

2 貴重物品とは、取得価額及び耐用年数にかかわらず、パソコン、タブレット型コンピュータ、カメラなどの換金性の高い物品をいう。

(少額備品の管理)

第3条 少額備品は、備品台帳に基づき、以下の区分により管理するものとする。

- 一 教育備品 主として教育目的に使用するもので、教育関連予算で購入したもの。
- 二 研究備品 主として研究目的に使用するもので、研究関連予算で購入したもの。
- 三 その他備品 前2号に掲げるもの以外のもの。

2 少額備品を管理する者は、少額備品について廃棄、使用場所の移動等、備品台帳の記載内容を変更する必要がある場合には、事務部長に報告しなければならない。

(貴重物品の管理)

第4条 貴重物品は、貴重物品台帳に基づき管理するものとする。なお、貴重物品を購入した場合には、検収時に貴重物品シールを貼るものとする。

2 貴重物品を管理する者は、貴重物品について廃棄、使用場所の移動等、貴重物品台帳の記載内容を変更する必要がある場合には、事務部長に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、少額備品等の管理に関し必要な事項は、事務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。